平成２８年（フ）第４号
大分県中津市中央町２丁目４番53号
破産者　有限会社扇城スポーツ
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７１号
盛岡市山岸３丁目36番11号
破産者　合資会社ドリームワークス
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２３号
福島県東白川郡棚倉町大字上台字カハキ沼96番地１
破産者　株式会社大森興業
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
愛知県一宮市開明字名古羅６番地１
破産者　有限会社ノムラ石油サービス
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１７号
三重県北牟婁郡紀北町長島475番地72
破産者　南部　和宏
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第１８号
三重県北牟婁郡紀北町長島475番地の72
破産者　有限会社大勇建設
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第１６号
三重県北牟婁郡紀北町長島626番地14
破産者　名畑　聖仁
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第６６７号
堺市堺区少林寺町東３丁１番24号
破産者　株式会社オリエン
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６６８号
堺市東区日置荘田中町238番地
破産者　株式会社とり辰
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９８６号
大阪市住之江区北加賀屋２丁目５番31号
破産者　株式会社南畜
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２０６号
神戸市長田区若松町１丁目１番３号神戸ポリマーセンタービル２Ｆ
破産者　株式会社スエヒロ
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８３号
徳島県鳴門市撫養町弁財天字三ツ井丁40番地
破産者　有限会社中村金生堂
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１２号
佐賀市中央本町６番４号
破産者　有限会社萩原蒲鉾店
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５１号
青森県三戸郡五戸町字下モ沢向13番地163
破産者　株式会社大西工務店
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第８１４号
最後の住所　仙台市太白区袋原４丁目１番８号　シェアホームのどか苑Ⅱ、従前の住所仙台市太白区中田町字東54番地の12　シルバーホームのどか苑
破産者　亡渡邊和郎相続財産
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
愛知県豊橋市多米東町１丁目１番13
破産者　株式会社福祉用具研究会
1　決定年月日　平成28年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１９４２号
横浜市緑区鴨居７丁目１番25号
破産者　株式会社ミドリ電設
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３６号
神奈川県藤沢市川名１丁目８番９号
破産者　有限会社石井建設工業
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３８５号
北海道恵庭市柏木町４丁目２番９－Ａ号
破産者　佐藤　孝正
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３５号
山形市小白川町４丁目４番24号
破産者　大風有紀子
1　決定年月日　平成28年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部